

1. 地域密着型通所介護事業所の利用について

介護保険課管理担当

平成28年4月1日に小規模型通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行しました。

地域密着型サービスは原則として事業所がある市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。しかしながら下記のような事例がありますので、利用開始前によくご確認ください。

- ① 住民登録の住所地と生活の本拠が異なる状態で、生活の本拠を置く市町の地域密着型通所介護事業所を利用しようとする事例があります。この場合は生活の本拠を置く市町へ転入、転出した上でサービスを利用してください。
- ② 他市町村の被保険者が暫定ケアプランで山口市の地域密着型通所介護事業所を利用され、要介護者に認定された場合は本来利用できるサービスではないため、介護報酬を支払うことができません。全額自己負担となります。
- ③ 他市町村の被保険者（要支援者）で、山口市の介護予防通所介護事業所（定員18人以下）を利用されている方は、要介護者に認定された場合、その事業所の利用ができなくなる可能性があります。

なお、下記のとおり例外的取り扱いがありますので参考としてください。

例外1 区域外指定（山口市の隣接市町に限る。）

【他市町の被保険者が山口市の地域密着型通所介護事業所を利用しようとする場合】

他市町の被保険者がその事業所を利用することに特別な事情があると認められるときであって、本市が同意した場合に限り、他市町が区域外指定の手続きを行うことで、その事業所を利用することができるようになります。

なお、本市が同意しても、他市町が区域外指定を行わないこともありますので、指定の可否については他市町へ相談が必要です。

【山口市の被保険者が他市町の地域密着型通所介護事業所を利用しようとする場合】

山口市の被保険者がその事業所を利用することに特別な事情があると認められるときであって、その事業所のある市町の同意が得られる場合に限り、山口市が区域外指定の手続きを行うことで、その事業所を利用することができるようになります。

【注意事項】

住民登録の住所地と生活の本拠が異なる被保険者が、生活の本拠を置く市町にある地域密着型通所介護事業所を利用しようとする場合は、区域外指定の手続きを受け付けません。生活の本拠を置く市町へ転入、転出した上で、サービスを利用してください。

なお、区域外指定の手続きには一定の期間が必要なため、必ず事前に期間の余裕を持ってご相談ください。手続き完了前のサービスについては介護報酬を支払うことができないため全額自己負担となります。

例外 2 平成 28 年 3 月 31 日以前の利用契約者

他市町村の被保険者であっても、平成 28 年 3 月 31 日以前から利用されている利用者は引き続きこれまで利用していた事業所を利用することができます。（3 月 31 日以前に利用契約を締結し、4 月以降も継続して契約している場合に限る。）

例外 3 住所地特例対象者

市町村の区域を越えて住所地特例対象施設に入所または入居し、その施設へ住所を移した場合、転入前の市町村の被保険者のままとなり、施設のある市町村の被保険者とはなりません。こうした方を住所地特例対象者といいます。

住所地特例対象者は、他市町村の被保険者であっても、上記のような例外的な手続きを行うことなく施設のある市町村にある地域密着型サービス事業所を利用することができます。